

【交付書面】

株式会社 **ブルボン**

第148期定時株主総会

電子提供措置事項記載書面



目 次

◇事業報告

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項	2
2. 会社の株式に関する事項	9
3. 会社の新株予約権等に関する事項	9
4. 会社役員に関する事項	10
5. 会計監査人の状況	15
6. 会社の体制および方針	16

◇連結計算書類

連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	24

◇計算書類

貸借対照表	26
損益計算書	27
会計監査人の監査報告書	28
監査役会の監査報告書	30

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和により社会経済活動の正常化が一段と進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、不安定な海外情勢や世界的な金融引き締めによる為替への影響等、先の見通せない状況が続きました。

菓子・飲料・食品業界は、為替の円安進行と原材料・エネルギー価格の高止まりによる調達価格上昇に加え、実質賃金が伸び悩む中、消費者の生活防衛意識の高まりに伴う根強い低価格志向への対応が求められました。

このような状況下で、当社グループは食品製造企業として一貫して品質保証第一主義に徹し、安全で安心な実質価値の高い商品の安定した供給と、多様化する消費スタイル、消費者ニーズにお応えしたサービスの提供など顧客満足度の向上を目指した活動を推進してまいりました。具体的には、節約志向が継続する中で価格と付加価値が調和した商品の開発や、時短・個食など様々な食シーンをターゲットにした商品展開を図るとともに、企画提案型の営業活動と店頭フォローを積極的に行い、お客様の笑顔と満足につながる活動を推進しました。さらに、新たな価値の提供を目指し、JR新潟駅の商業施設 CoCoLo 新潟に当社として初の常設店舗となるコンセプトショップ「Un BOURBON」をオープンしました。

その結果、競争激化の影響を受けた品目や原料供給制約の影響を受けた商品群があったものの、価格改定後の需要喚起に努めたビスケット品目やチョコレート品目、キャンデー品目などが順調に推移したことから売上高は前期を上回りました。

利益面では、原材料価格の高騰や各種コストアップによる売上原価の上昇があったものの、生産性の向上ならびにコストの削減、経費の効率的な使用などに継続的に取り組んだことに加え、売上高の伸張により営業利益は前期を上回りました。また、円安進行により為替差益が大幅に上振れたことと、投資有価証券売却益を計上したことから経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を大きく上回りました。

営業品目別の概況

菓子の合計売上高は、99,457百万円（対前期比106.7%）となりました。

菓子では、バスケット品目を中心として、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、チョコレートなどの品目を展開しています。

ビスケット品目は、玄米を練り込んだ抹茶味の「ザクザク玄米クッキー」や、チョコレート尽くしのサンドクッキー「ショコロワール」、クラッシュアーモンドをキャラメルフィリングと組み合わせて焼き上げたクッキー「アマンデール」を発売し市場の活性化を図りました。また、「贅沢ルマンド」シリーズで、宇治抹茶やエチオピアモカなどこだわりの原料を使用した商品を発売し付加価値を高めた品揃えの強化を図ったほか、「ルマンド」ブランドとしてプロモーションに取り組み、認知の向上に努めました。「シルベーヌ」シリーズでは「ザッハトルデ」や「ミゼラブル」などをモチーフとした期間限定商品を発売しご支持をいただきました。加えて、焦がしバター香るひとくちサイズのケーキ「ちいさなフィナンシェ」を発売し、「ちいさなかすていら」とともにご支持をいただきました。さらには、季節に合わせた商品としてバナナ、いも・栗、ホワイト、いちご、抹茶などのフェア商品の発売や、催事にあわせた商品展開を実施し売場の活性化に努めました。個食商品のパーティースイーツ商品群や「チョコあ〜んぱん」シリーズ、お得感のあるファミリーサイズ商品群にもご支持をいただきました。

キャンデー品目は、「キュービィロップ」に催事商品「キュービィロップ甘消しまジックキャンデー」を発売しブランド認知の向上を図りました。また、「フェットチーネグミ」シリーズでは、シャインマスカット味や楊枝甘露(ヨンジーガムロ)味の発売による品揃え強化や、全国農業協同組合連合会とのコラボレーションによる付加価値を高めた商品開発に取り組みました。

チョコレート品目は、発売20周年を迎えた「アルフォートミニチョコレート」シ



リーズに、発酵バター香る「アルフォートミニチョコレートサブレ」を新発売しました。また、バナナやマロンなどの季節商品ならびに「アルフォートミニチョコレートくちどけホワイト」などのこだわりを加えた商品を展開しました。加えて、継続したプロモーションや消費者キャンペーンによるブランド強化と、店頭活動による売場活性化にも取り組みました。袋チョコレート商品群では、フリーズドライ苺を加えた一粒チョコレート「きゅんと濃苺」やラム酒の香りが広がるトリュフチョコレート「ラム酒のトリュフ」を発売し、多彩な商品展開を行ったほか、「ひとくちルマンド」でリニューアルや期間限定商品を発売し活性化を図りました。そのほか、バッグサイズ商品群では、ポテトスナックにチョコレートをたっぷりかけたひとくちサイズの「じゃがチョコグランデミニ」を展開したことに加え、カリッとした堅焼きのプレッツェルにチョコレートをコーティングした「プレッツェルショコラ」にもご好評をいただきました。

菓子全体では、実質価値感が高く選ぶ楽しさをご提供する「プチ」シリーズなども順調に推移したことから、前期を上回りました。

飲料・食品・冷菓・その他の合計売上高は、4,260百万円(対前期比101.7%)となりました。

飲料品目は、雪室で熟成させたコーヒー豆を使用したボトル缶コーヒー「雪室研ぎ澄ます珈琲」を発売し、特色ある商品の展開を行いました。また、インバウンド需要の復調からラベルに人気キャラクターのデザインを取り入れたミネラルウォーター商品群にもご支持をいただきました。

食品品目は、「かんたんクッキング」シリーズで、アップルパイやあんバタートーストのような味わいを楽しめる新商品を発売し品揃えを強化すると同時に、「スライス生チョコレート」の拡販を図りシリーズ全体の活性化に努めました。機能性食品群では、不足しがちな栄養素を補える「しっとりソフトクッキーカルシウム」や「しっとりソフトクッキー鉄分」、33種類の栄養素をバランスよく配合したバータイプの「MITASEココア味」を発売し健康志向に対応した品揃えの充実を図りました。

冷菓品目は、「ルマンドアイス」で期間限定商品の展開や販売促進に努め、認知の向上を図りました。加えて、「雪室ショコラアイス」などのカップタイプ商品、バータイプ商品の「やさしいココナッツミルクバー」を発売し、品目全体の底上げを図りました。

以上のような活性化に取り組んだものの、飲料・食品・冷菓品目全体では、既存品が伸び悩んだことから前期を下回りました。

その他では、通信販売事業は、季節や催事に合わせた企画商品やECチャネル限定商品などの展開により活性化を図り、リピーターの増加と継続的な販路拡大に取り組みました。

自動販売機事業は、設置場所の改善や配送の効率化、自販機1台当たりの収益性

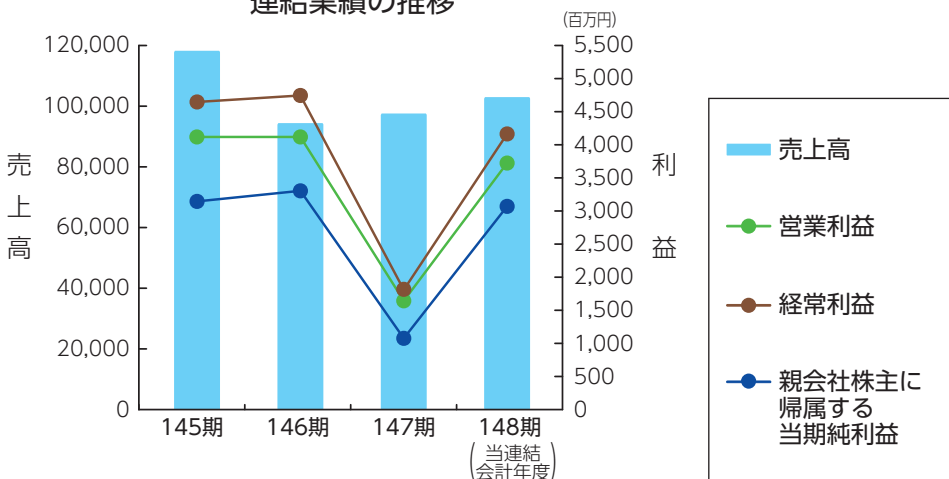
向上に継続して取り組んだほか、新規開拓に努め売り上げの底上げを図りました。

酒類販売事業は、限定醸造商品を発売したナショナルブランド商品の拡販に注力したことに加え、行動制限の緩和に伴い飲食店ルート向け商品の需要が回復したほか、輸出商品が順調に推移しました。



以上の営業活動により業績の向上に努めてまいりました結果、当連結会計年度の売上高は103,717百万円（対前期比106.5%）、営業利益は3,810百万円（対前期比236.1%）、経常利益は4,283百万円（対前期比233.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,071百万円（対前期比280.1%）となりました。

連結業績の推移



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、6,189百万円であり、ビスケット、半生、チョコレート、米菓を中心とした新製品への設備投資、ビスケット、焼菓子、チョコレート、米菓、グミの主力商品への生産強化を目的とした設備投資、生産ライン増強のための魚沼工場増築、既存商品の省人化、既存設備の更新や省エネルギーとIoT導入による収益性改善および品質管理体制強化のための設備投資を図りました。

(3) 資金調達の状況

設備の新設および拡充資金は、自己資金・借入金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

国内における人口減少や労働力不足の顕在化と併せて、当社が属する菓子・飲料・食品業界は、原材料・エネルギー価格の上昇や為替変動、原料の安定調達に関する課題など、経営を取り巻く環境は刻々と変化するとともに先行きの不透明な状況が継続するものと認識しております。

このような環境下で、当社グループは食品製造企業として品質保証第一主義に徹し、引き続き、安定した原材料調達と商品供給体制の確立、原材料のトレーサビリティ、フードセーフティーへの取り組み強化による品質保証体制のレベルアップを図るとともに、消費者の皆様の「心と体の健康づくり」に寄与する商品づくりを目指し、ビスケットやチョコレートをはじめとする多様なカテゴリーでバラエティ豊かな商品や、生活習慣病予防のための機能性食品等の開発を進め安定的な収益基盤の確保に努めてまいります。

そして、コンプライアンスに注力し、社会の一員として役割と責務を果たす正しい行動と、社会への貢献活動を推進し、法的責任と倫理的責任のある企業行動に努め、従業員が心身ともに健康で生きがいを持って働くことのできる職場環境の構築を進めてまいります。

将来に向けては、サステナビリティへの取り組みとして、菓子・飲料・食品の開発・製造・販売を通じて、豊かな生活と健康への寄与など皆様の幸せな生活に深く関わりとともに、持続可能な未来社会をデザインしていく健康増進総合支援企業を目指した活動を推進してまいります。

① 新製品開発体制の強化

- ・ビスケットの市場シェア拡大に向けた利便性や簡便性、コストパフォーマンスの高い商品の開発
- ・ライフスタイルの変化や多様な価値観にあわせた新しいチョコレート商品の開発
- ・菓子製造技術を活かしたブルボンお菓子アイスの開発
- ・食生活を栄養面から広くサポートする健康に配慮した保健機能食品等の開発
- ・次世代を担う新たなブランドの構築と新カテゴリーの創出
- ・新奇性に富み、差別化された新製品の開発と新技術や新設備の導入

② 新たな需要を創造する営業体制の強化

- ・企画提案型営業による楽しい売場演出・サービスの提供
- ・得意先別要望・課題への対応と積極的な企画提案による関係強化
- ・自動販売機事業・業務用商品販売事業・e コマース事業の品揃え強化による採算性の向上や新たな付加価値の創造・開発
- ・47都道府県にある拠点を活かした地域に密着した新たな需要の創造

- ③ グローバル展開の推進
- ・中国市場における当社商品や現地グループ会社の商品の販売拡大
 - ・米国市場に適した商品の開発と現地法人を拠点とした販売推進
 - ・東南アジア、その他目覚ましい経済成長がみられる地域への販売網の構築や販売強化
- ④ 経営基盤の強化
- ・安全、安心な商品を安定して供給できる生産体制の強化
 - ・持続可能且つコスト競争力のある新規原材料開発やサプライチェーンの強化
 - ・食品安全マネジメントシステムの国際規格等を基に独自に策定したブルボン品質保証マネジメントシステム（BQAMS）の運用と教育による品質保証体制の強化
 - ・AI、IoTを活用した最新の生産システムの構築による生産性や品質の向上
 - ・情報システムの合理化とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による付加価値創造
 - ・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進による環境負荷の低減
 - ・従業員の能力を最大限発揮できる組織を目指し、多様な働き方や女性の活躍を広げる制度の拡充
 - ・心と体の健康を重視した経営方針のもと従業員のライフスタイルや多様性を尊重した職場環境の構築
 - ・多様な事業環境に対応できる経営幹部の育成と積極的な外部招聘
 - ・経営企画ならびに計画推進組織の強化推進

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第145期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第146期 (2021年4月から 2022年3月まで)	第147期 (2022年4月から 2023年3月まで)	第148期 当連結会計年度 (2023年4月から 2024年3月まで)
売上高 (百万円)	118,443	94,451	97,383	103,717
経常利益 (百万円)	4,676	4,745	1,838	4,283
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,167	3,374	1,096	3,071
1株当たり当期純利益 (円)	131.84	140.47	45.64	127.85
総資産 (百万円)	78,872	83,262	87,630	94,233
純資産 (百万円)	50,561	52,786	53,540	56,434

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ①重要な親会社の状況
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 レ ー マ ン	28 百万円	100%	食料品の製造・販売
エチゴビール株式会社	100 百万円	100%	酒類の製造・販売
波路夢(長興)食品有限公司	28,500 千US\$	100%	食料品の製造・販売
波路夢(上海)商贸有限公司	1,685 百万円	100%	食 料 品 の 販 売

③特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

各種和洋菓子および飲料、食品ならびに衛生用品、日用雑貨品の製造、販売
(主要な営業品目)

ビスケット、小麦粉せんべい、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、
珍味、チョコレート、チューインガム、ミネラルウォーター、コーヒー・ココア飲料、
その他清涼飲料水、粉末ココア、冷菓、酒類、米（通販のみ）、パン・インスタント
ラーメン（自販機のみ）
マスク（通販のみ）

(8) 主要な営業所および工場

①営業所

赤坂オフィス（東京都港区）、神戸オフィス（神戸市）、
北海道・東北ブロック（仙台市）、北信越ブロック（柏崎市）、関東ブロック（川口市）、
中部ブロック（北名古屋市）、中国・四国ブロック（広島市）、九州ブロック（福岡市）
中華人民共和国（上海市・北京市・浙江省杭州市）

②生産拠点

新潟県（柏崎市、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、村上市、五泉市、魚沼市）
山形県（鶴岡市）
埼玉県（和光市）
長野県（北佐久郡御代田町）
中華人民共和国（浙江省湖州市長興県）

(9) 従業員の状況

（2024年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
4,211名	53名減	38.4歳	15.9年

上記の他、臨時従業員が期中平均で 834 名おります。

(10) 主要な借入先および借入額

(2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 第四北越銀行	2,858
株式会社 日本政策投資銀行	1,750
株式会社 日本政策金融公庫	67

(11) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 24,024,341 株 (自己株式 3,675,659 株を除く)
- (3) 株主数 15,432 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612	10.87
吉田興産株式会社	2,200	9.16
ブルボン柏湧共栄会	1,768	7.36
株式会社 第四北越銀行	1,181	4.92
吉田 康	1,173	4.88
北日本興産株式会社	915	3.81
吉田 暁弘	888	3.70
吉田 和代	781	3.25
吉田 匡慶	701	2.92
吉田 篤司	680	2.83

(注) 1. 当社は自己株式を 3,675,659 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

氏 名	地位および担当		重要な兼職の状況
吉 田 康	取締役社長 (代表取締役)		公益財団法人ブルボン吉田記念財団代表理事 吉田興産株式会社取締役 北日本興産株式会社取締役 株式会社ブルボン再生医学研究所代表取締役
山 崎 幸 治	専務取締役 (代表取締役)	人智財本部長	
浅 野 和 男	常務取締役		
大 竹 一 弘	常務取締役	開発開拓本部長 国際営業部長	波路梦(長興)食品有限公司董事長 波路梦(上海)商貿有限公司董事長
吉 川 実	常務取締役	製造保証本部長	波路梦(長興)食品有限公司副董事長
吉 田 匡 慶	常務取締役	経営企画研究本部長 統合企画部長	北日本興産株式会社取締役
横 田 昇	取 締 役	人智財本部 人事企画部長	
諸 橋 文 弘	取 締 役	製造保証本部 設備開発管理部長	
坂 井 裕 次	取 締 役	開発開拓本部 製品開発統括部長 兼 第三製品開発部長	
井 手 規 秀	取 締 役	開発開拓本部 営業戦略統括部長 兼 マーケティング部長	
中 野 隆	取 締 役	人智財本部 総務推進部長	
河 端 和 雄	取 締 役		
佐々木広介	取 締 役		一般社団法人健康ビジネス協議会代表理事会長代行
尾 関 幸 美	取 締 役		中央大学大学院法務研究科教授 三井不動産株式会社社外監査役
櫻 井 孝 男	取 締 役		
上杉奈保美	取 締 役		ともにマーケティング株式会社代表取締役
植 木 敏 彦	常勤監査役		
佐 藤 一 也	常勤監査役		
川 上 悦 男	監 査 役		川上悦男税理士事務所所長
今 井 賢 一 郎	監 査 役		JFEコンテナ株式会社顧問

- (注) 1. 取締役河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川上悦男および今井賢一郎の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役川上悦男氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の役員の異動
 - i) 2023年6月29日開催の第147期定時株主総会において、今井賢一郎氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - ii) 2023年6月29日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって、森邦雄氏は任期満了により取締役を、また、宮本照雄氏は任期満了により監査役をそれぞれ退任いたしました。
 - iii) 2023年6月29日開催の取締役会において、吉田匡慶氏は常務取締役に選定され、就任いたしました。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の取締役5氏ならびに川上悦男および今井賢一郎の監査役2氏を独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度末日現在、会社役員と交わした補償契約について該当事項はありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因し損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約により填補し1年ごとに契約更新することとしております。
 当該保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社の取締役および監査役ならびに主要な業務執行者であり、その保険料を全額当社が負担しております。
 当該保険契約は、2023年11月に同内容で更新しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	17(6)	184(35)
監査役(うち社外監査役)	5(3)	32(13)
合 計(うち社外役員)	22(9)	216(49)

- (注) 1. 上記には2023年6月29日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、22百万円を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役(6名)の使用人分給与(賞与を含む)を57百万円支払っております。
5. 当事業年度においては業績連動報酬および株式報酬等の制度は採用しておりません。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2023年6月29日開催の第147期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した社外役員に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

社外役員 2名 1百万円
 (金額には過年度の事業報告において社外役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、社外役員2名1百万円が含まれております。)

③取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の報酬額は2016年6月29日開催の第140期定時株主総会において取締役については年額240百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、また、使用人分給与は含まない)、監査役については年額50

百万円以内と決議いただき、当該定時株主総会終結時点の取締役は18名（うち社外3名）、監査役は4名です。また、2020年6月26日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額はそのままに、社外取締役分のみ年額500万円以内に改定との決議をいただきました。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役は15名（うち社外5名）、監査役4名です。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、基本報酬と役員退職慰労金で構成されております。

当社は、2021年2月24日開催取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を「役員報酬規程」として決議しており、取締役の報酬等については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において会社業績、経済情勢等を考慮し「役員報酬規程」に定める方針および支給基準に基づいて取締役会において決定するものとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該「役員報酬規程」と整合していることを確認しており、決定方法に沿うものであると判断しております。

役員報酬規程の内容の概要は次のとおりであります。

i) 報酬等に関する方針

- a. 経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保し、企業価値向上と持続的な成長を通じて経営意識を高めるものであること。
- b. 株主総会で承認された報酬総枠のなかで、役員間、従業員、同業他社、地域水準等と比較してバランスに配慮したものであること。
- c. 取締役の報酬については、本規程に基づき報酬等に関する方針および内容について取締役会において決定する。

なお、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、本規程に定める基準に基づき取締役社長がこれを決定する。

ii) 常勤取締役の報酬支給基準

常勤取締役の報酬は従業員給与の最高額を基準とし、その役職位に応じて倍率範囲を定め、基準に乗じて算出する。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長吉田康氏に対し各取締役の報酬の額の決定を一任しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役佐々木広介氏は一般社団法人健康ビジネス協議会の代表理事会長代行を務めており、同法人と当社は取引関係がありますが今期の取引金額は当社連結売上高の0.0001%未満と僅少であります。
- ・社外取締役上杉奈保美氏はともにマーケティング株式会社の代表取締役社長を務めており、同社と当社は取引がありません。

- ・ 社外監査役川上悦男氏は川上悦男税理士事務所を経営されておりますが、同社と当社は取引がありません。
 - ・ 河端和雄、尾関幸美および櫻井孝男の社外取締役3氏ならびに社外監査役今井賢一郎氏については該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役尾関幸美氏は三井不動産株式会社の社外監査役を務めておりますが、同社と当社は取引がありません。
 - ・ 今井賢一郎氏はJFEコンテナ株式会社顧問を務めておりますが、同社と当社は取引がありません。
 - ・ 河端和雄、佐々木広介、櫻井孝男および上杉奈保美の社外取締役4氏ならびに社外監査役川上悦男氏については該当事項はありません。
- ③主要取引先等特定関係事業者との関係
- ・ 当社の社外役員いずれも該当事項はありません。
- ④当事業年度における主な活動状況

社外取締役	取締役会出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
河 端 和 雄	12回中 12回	企業経営者としての豊富な経験や実績に基づく幅広い見識に基づき、当社の経営全般に関する有意義な発言を行うことなどを通じて社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
佐々木広介	12回中 12回	金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
尾 関 幸 美	12回中 10回	会社法に関する専門的な知識およびコーポレートガバナンスの実務における知見を活かして助言・提言を行っており、当社の中長期的な企業価値向上にも寄与しております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
櫻 井 孝 男	12回中 12回	企業経営における経験や実績に基づく幅広い見識に基づき当社の経営に関する的確な助言・提言を行うこ

		となどを通じて社外取締役期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
上杉奈保美	12回中 12回	企業経営における経験や実績に基づく幅広い見識に基づき当社の経営に関する的確な助言・提言を行うことなどを通じて社外取締役期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
川上悦男	12回中 12回	13回中 13回	税理士としての幅広い専門的見地から、特に財務、会計等に関して適宜的確な発言を行っております。 また、経営諮問委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
今井賢一郎	10回中 10回	7回中 7回	長年にわたる監査部門における豊富な経験をもとに当社の経営に関して適宜的確な発言を行っております。 また、経営諮問委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。

⑤当社の不祥事等に関する対応の概要

社外役員7氏いずれも該当事項はありません。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社と河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の社外取締役5氏ならびに川上悦男および今井賢一郎の社外監査役2氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑦当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

社外役員いずれも該当事項はありません。

⑧社外役員についての記載事項についての意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を勘案し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度において、該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月間（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、持続的な企業価値の向上や、当社グループを取り巻く七媒体（株主、消費者、流通、国・県・市町村、取引先、金融機関、従業員）との「響働」を実現するため、法令、定款、社内規程等の遵守や、業務の有効性・効率性等の確保を目的とする「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり取締役会にて決議しております。また、この内部統制システムを整備するとともに、定期的な見直しや必要に応じた改善を行うことを通じて、適切な運用を図っております。

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社およびグループ会社の取締役および使用人が、法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」「経営理念」および「行動規範・指針」を定めます。そして、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に即した企業活動を進めます。
- ii) コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改正情報などを調査し全社制策執行連絡会議において報告することで、各部署への周知徹底を図ります。
(注)「制策」は社内用語です。(以下、同じです。)
- iii) 健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応いたします。
- iv) 業務活動の改善提案およびコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置いたします。また、通報者の保護を徹底いたします。
- v) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的を実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社およびグループ会社の業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査いたします。さらに、制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を監査役会および関係取締役に報告いたします。
- vi) 金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築いたします。

《運用状況の概要》

- ・「コンプライアンス基本方針」をイントラネットに掲載するとともに、「行動規範・指針（細則）」を全従業員に配布し、コンプライアンスに対する意識を高める行動につながるよう周知、徹底を図っております。
- ・従業員のコンプライアンスに関する知識の向上と理解の促進を図るため定期的に教育を行っております。
- ・女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法への対応として、行動計画を策定・実施しております。
- ・ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)推進の方針の下で部門横断プロジェクトチームを結成し、「社内周知・意識改革」や「業務改善」というテーマの具体化に向けて検討し、施策を実行しました。その活動報告会には取締役が参加し、社外協力機関からの助言を受けてその後の取組みにつなげています。
- ・健康を重視した経営方針のもと、従業員への健康管理に係る教育を行い、また、健康状況の相談のための機会を随時設けております。
- ・通報相談窓口「ヘルプライン」を従業員の誰もが利用できるように、「行動規範・指針（細則）」に複数の相談先を記載し周知しております。また、通報者が不利益を被らないよう、保護を徹底しております。
- ・内部監査局は財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性の評価を行うほか、グループ会社、製造工場、営業所等の事業拠点の監査を行ったうえ、その結果を代表取締役社長や関係取締役、さらには監査役会へ報告を行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理いたします。
- ii) 文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売および取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。具体的には、内部統制委員会の指示のもと、個々のリスクごとに管理責任部署および責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底

を行います。

- ii) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。

《運用状況の概要》

- ・内部統制委員会では、コンプライアンス教育の実施状況や全社的なリスクの対応状況の確認のほか、社外文書の決裁手続の電子化を図りました。
- ・財務報告の信頼性に係る内部統制の自己評価を実施することで財務報告上のリスクに対する統制の有効性の確認を行っております。
- ・サステナビリティの取組みとして、サステナブル原料（サステナブルカカオ、RSPO認証パーム油）の調達・使用や包装材料としてのプラスチックの総使用量の削減等に取り組んでおります。
- ・大規模災害が発生した際に、従業員とその家族の安否確認を行うシステムを運用しております。
- ・従業員がソーシャルメディアを適切に利用するための教育を定期的に実施しております。
- ・情報システムのサイバーセキュリティ強化に取り組んでおります。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、計画的に開催する取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、書面決議により意思決定を迅速に行っていくことで職務執行の効率化を図ります。
- ii) 当社が随時開催する全社制策執行連絡会議には、当社およびグループ会社の取締役も出席したうえで、業務執行に関する基本事項および施策の実施状況の報告や必要事項の連絡を行います。
- iii) 常勤監査役は取締役会と全社制策執行連絡会議に出席し、意見陳述および取締役の業務執行に関する監査等を行います。

《運用状況の概要》

- ・取締役の職務執行の意思決定の迅速化を図るべく、当事業年度は取締役会を12回開催しております。
- ・全社制策執行連絡会議を10回開催することでグループ全体の職務執行の効率化に向けた情報の共有を図っております。
- ・常勤監査役はすべての取締役会および全社制策執行連絡会議に出席しております。

⑤その他当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備いたします。

- ii) グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、自主性を尊重しつつ、四半期ごとに当社取締役会にて経営状況についての報告を、また随時、全社制策執行連絡会議にて業務執行報告を受けることといたします。さらに、重要案件については、当社関係取締役を交えた事前協議を行います。
- iii) 主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備いたします。

《運用状況の概要》

- ・主要なグループ会社の代表取締役社長は、四半期ごとの取締役会で経営状況の報告を行っております。また全社制策執行連絡会議に出席し、業務執行についての報告を行っております。
- ・監査役は主要なグループ会社に対して監査を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する部署として、監査役会事務室（職員2名）を設置しております。

《運用状況の概要》

- ・監査役会事務室（内部監査局を含む他部署との兼任職員2名）により、その職務を補助する体制を整えております。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- i) 監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、当社の取締役および使用人は指揮命令の権限を有しません。
- ii) 監査役の職務を補助すべき使用人の適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に当社の監査役の同意を必要といたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その指示・命令に従い行動いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑨当社およびグループ会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i) 監査役は、当社およびグループ会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や全社制策執行連絡会議に出席する他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ

て当社およびグループ会社の取締役および使用人等から説明を求めることができることといたします。

- ii) 当社およびグループ会社の取締役および使用人等は、重大なコンプライアンス違反や信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいは業務に影響を与える重要な事項を発見した場合には、監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保いたします。
- iii) 通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、当社総務推進部担当取締役は適時、監査役会へ報告いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。
- ・総務推進部担当取締役は通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容を監査役会および取締役会へ適時報告しております。

- ⑩監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 監査役へ前項の報告を行った当社およびグループ会社の取締役および使用人等に対し、その報告の事実をもって不利な取扱いはいたしません。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役職務の執行に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にいたします。
- ii) 監査のために必要な費用の前払いまたは償還は、速やかに行います。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

- ⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、内部監査局および会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行い、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等が実施可能な体制を構築いたします。
- ii) 監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて代表取締役社長を通して内部監査局に調査を求めることといたします。
- iii) 監査役会は、会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画および監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。
- iv) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつことといたします。

《運用状況の概要》

- ・監査役は、定期的に内部監査局や会計監査人と情報・意見交換を行いました。
- ・また、常勤監査役は内部統制委員会へ3回出席し議事を確認いたしました。
- ・当事業年度は、監査役会と代表取締役との協議の場を4回設けております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な方針は定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	45,478	流 動 負 債	28,963
現 金 及 び 預 金	19,593	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	12,931
受 取 手 形	130	短 期 借 入 金	2,000
売 掛 金	14,688	1年内返済予定の長期借入金	310
商 品 及 び 製 品	5,372	1年内償還予定の社債	100
仕 掛 品	739	リ ー ス 債 務	187
原材料及び貯蔵品	4,452	未 払 金	3,676
そ の 他	504	未 払 費 用	6,560
貸 倒 引 当 金	△4	未 払 法 人 税 等	1,065
		賞 与 引 当 金	1,413
		そ の 他	717
固 定 資 産	48,755	固 定 負 債	8,836
有 形 固 定 資 産	39,836	長 期 借 入 金	2,366
建 物 及 び 構 築 物	17,882	リ ー ス 債 務	378
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,565	繰 延 税 金 負 債	517
工 具 、 器 具 及 び 備 品	427	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	306
土 地	6,766	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,258
リ ー ス 資 産	514	負 の の れ ん	9
建 設 仮 勘 定	680	負 債 合 計	37,799
無 形 固 定 資 産	1,538	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	841	株 主 資 本	56,035
の れ ん	634	資 本 金	1,036
そ の 他	63	資 本 剰 余 金	6,790
投 資 そ の 他 の 資 産	7,380	利 益 剰 余 金	49,150
投 資 有 価 証 券	4,775	自 己 株 式	△941
繰 延 税 金 資 産	2,170	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	398
そ の 他	433	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,212
資 産 合 計	94,233	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,027
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	213
		純 資 産 合 計	56,434
		負 債 純 資 産 合 計	94,233

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		103,717
売上原価		79,237
売上総利益		24,480
販売費及び一般管理費		20,669
営業利益		3,810
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	94	
受取賃貸料	15	
助成金収入	8	
為替差益	357	
負ののれん償却額	1	
その他の	58	542
営業外費用		
支払利息	13	
持分法による投資損失	11	
減価償却費	28	
賃貸収入原価	8	
その他の	7	69
経常利益		4,283
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	160	
国庫補助金	202	363
特別損失		
固定資産処分損	4	
減損損失	67	
災害による損失	14	
投資有価証券評価損	25	
固定資産圧縮損	202	
その他の	27	342
税金等調整前当期純利益		4,303
法人税、住民税及び事業税	1,303	
法人税等調整額	△71	1,232
当期純利益		3,071
親会社株主に帰属する当期純利益		3,071

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 ブルボン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブルボンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブルボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,468	流 動 負 債	28,357
現金及び預金	18,834	買 掛 金	12,706
受 取 手 形	130	短 期 借 入 金	2,000
売 掛 金	14,418	1年内返済予定の長期借入金	299
商品及び製品	5,184	1年内償還予定の社債	100
仕 掛 品	722	リ ー ス 債 務	181
原材料及び貯蔵品	4,200	未 払 金	3,631
前 払 費 用	311	未 払 費 用	6,342
短期貸付金	1,497	未 払 法 人 税 等	1,036
未 収 入 金	508	預 り 金	668
そ の 他	60	賞 与 引 当 金	1,375
貸 倒 引 当 金	△1,400	そ の 他	16
固 定 資 産	48,945	固 定 負 債	8,553
有 形 固 定 資 産	39,625	長 期 借 入 金	2,309
建 築 物	16,762	リ ー ス 債 務	368
構 築 物	1,106	退 職 給 付 引 当 金	5,559
機 械 及 び 装 置	13,397	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	306
車 両 運 搬 具	38	負 の の れ ん	9
工具、器具及び備品	394		
土 地	6,747	負 債 合 計	36,911
リ ー ス 資 産	499		
建 設 仮 勘 定	679	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,466	株 主 資 本	55,310
の れ ん	572	資 本 金	1,036
ソ フ ト ウ エ ア	831	資 本 剰 余 金	10,064
そ の 他	62	資 本 準 備 金	52
投 資 そ の 他 の 資 産	7,853	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,012
投 資 有 価 証 券	3,655	利 益 剰 余 金	45,747
関 係 会 社 株 式	1,095	利 益 準 備 金	259
出 資 金	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 出 資 金	0	別 途 積 立 金	25,030
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,932	繰 越 利 益 剰 余 金	20,458
長 期 前 払 費 用	11	自 己 株 式	△1,538
繰 延 税 金 資 産	2,258	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,192
そ の 他	340	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,192
貸 倒 引 当 金	△2,444		
資 産 合 計	93,414	純 資 産 合 計	56,503
		負 債 純 資 産 合 計	93,414

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		99,995
売 上 原 価		76,615
売 上 総 利 益		23,380
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,811
営 業 利 益		3,569
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	482	
受 取 賃 貸 料	81	
為 替 差 益	345	
負 の の れ ん 償 却 額	1	
そ の 他	97	1,020
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
賃 貸 収 入 原 価	71	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	60	
そ の 他	36	181
経 常 利 益		4,408
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	160	
国 庫 補 助 金	202	363
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	4	
減 損 損 失	67	
災 害 に よ る 損 失	14	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25	
固 定 資 産 圧 縮 損	202	
そ の 他	27	342
税 引 前 当 期 純 利 益		4,429
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,254	
法 人 税 等 調 整 額	△71	1,182
当 期 純 利 益		3,246

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 ブルボン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブルボンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ブルボン 監査役会

常勤監査役 植木 敏彦 ㊟

常勤監査役 佐藤 一也 ㊟

社外監査役 川上 悦男 ㊟

社外監査役 今井賢一郎 ㊟

以上

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

